

島根県建設工事 総合評価方式の運用について<令和8年8月1日以降適用>

技術管理課

令和8年8月1日以降に入札公告する工事から、以下のとおり運用を一部変更しますのでお知らせします。

1. 評価項目の事前審査・証明書の発行

令和8年度も総合評価方式の事務軽減のため、事前審査・証明書の発行を行う。
また、事前審査の対象に港湾工事を加える。

○事前審査の対象工事(工事種別等)

一般土木工事、舗装工事、法面処理工事、港湾工事

○事前審査・証明書の対象項目

企業の工事成績(県)、防災協定、家畜伝染病防疫協定、維持管理業務(県)、
除雪業務(県)、ボランティア・ハートフル、労働福祉関連(育児介護・こころ)

2. 技術資料に添付する資料の不要化の本運用

総合評価方式事務の簡素化のため、島根県が表彰した企業の優良工事表彰、島根県が表彰した配置予定技術者の優秀建設技術者表彰、及び地理的条件(会社所在地)については、技術資料に添付する資料を不要とする試行を行っていたが、令和8年8月以降は試行を改め本運用とする。